

議案第129号

葛飾区子ども未来プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

子ども未来プラザ東四つ木を設置する必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区子ども未来プラザ条例の一部を改正する条例

葛飾区子ども未来プラザ条例（令和元年葛飾区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

〃 子ども未来プラザ東四つ木	〃 東四つ木二丁目15番11号
----------------	-----------------

付 則

この条例は、令和6年1月9日から施行する。